

ハンガリー・ポーランドの社会保険

角 田 豊

は し が き

昨年9月14～17日、ポーランドのワルシャワで開かれた国際社会法（労働法・社会保障）学会第7回大会に出席・報告する機会が与えられ、その前後、ハンガリー・ポーランドの社会保険・労働安全を現地に調べることができた。ハンガリーおよびポーランドの労働組合中央評議会国際部、社会保険部の人びと、ハンガリーのナジ教授（セゲド大学）夫妻、ポーランドの大会学術書記マリア・マテイ女史、などに厚く謝意を表したい。しかしなにぶんにも、短時日の滞在なので不十分な点はお許しを願うものである。

いうまでもなく、ハンガリーもポーランドも東欧社会主義諸国の中にある人民共和国である。ハンガリーは、面積9.3万平方キロ、人口1,030万人で第2次大戦後1946年1月～49年まで共和国、49年8月に人民共和国が成立した。ポーランドは、面積31.3万平方キロ、人口3,230万人で、45年6月、統一政府、46年1月産業国有化方針採択、1947年人民民主主義の方向確立、50年からの社会主義の基礎建設6ヵ年計画、52年工業の社会主義化完了、同年7月ポーランド人民共和国となる。両国とも56年に反スターリン主義の暴動があった後、政権交替と経済改革が行われ、集団農場の解散が起った。しかし、ハンガリーは、再び62年までに農場集団化を完了し、工業面で63年から企業合同、利子負担制などを導入、66～68年に利潤導入方式をはじめとする分権的経済改革に着手、68年以降、企業内の経営ならびに労使関係に関する法改正とその実施が行われ、66年以降南部セゲド市付近の石油開発と相まって、工業・貿易も漸増している。ポーランドは、これに反し、協同組合農場がほとんど解散され、国営農場も若干減少

（領土の14%→12%）し、ゴムルカの59年以降の農業集団化への漸次的移行の方針も十分実現はしていないようである。ポーランドも66年以降、利潤導入方式などを含む経済改革に着手したが、企業の自主性や分権的労使関係を含む経済労働立法の改革は、あまり行われず、中央集権的計画・行政についての不満やユダヤ人問題、宗教教育をめぐるカトリック教会と政府との関係などがあった。東欧諸国の中の、中心の位置を持ち、工業化を進めながら、こうした悩みを抱えている。通貨は、ハンガリーはフォリント（Forint）が単位で、国内レートは1米ドル＝11.74フォリント、旅行者レートは1米ドル＝23.48フォリント（1フォリントは、国内レートで30.7円、旅行者レートで11.1円）。ポーランドは、ズローチ（zl）が単位で、公式の国内レートは1米ドル＝4zl、旅行者レートは1米ドル＝24zl（1ズローチは、国内レートで90円、旅行者レートで15円である。）

I 社会保険の構造と運営

両国とも、社会主義国であるので、その原則的特徴は共通している。すなわち、被用者に画一的な総合的社会保険制度が適用され、農業協同組合員、手工業者、小事業主などのグループにそれぞれの総合社会保険がある。また、被用者の社会保険は、被用者の保険料拠出はなく、使用者（国営企業等）の保険料拠出と国家予算で財政をまかなう。医療は国営なので、保健衛生、主要な治療的医療、リハビリテーションなどが無料になる。すでに社会主義体制下の計画経済を遂行しており、体制的に失業がなくなっているので、失業保険はない。などが共通の原則的特徴である。

しかし一方、ポーランドもハンガリーも中欧の小国として、第1次大戦後の民族自決主義によっ

て独立し、第2次大戦の惨禍をうけた国々にであり、文化的にも、民族的な特質を示している。社会保険についても、戦前から半世紀にわたる歴史があるので、戦後しばらくしての社会主義化によって、社会保険の統一普及が達成されたとはいえず、その組織、給付の内容および重点にそれぞれ特徴をもっている。これは、すでに戦後20年余りを経た東欧の他の社会主義諸国においても注意されてよいことであろうかと思われる。

〔ハンガリー〕ハンガリーでは、1966年に全人口の97%に当る990万人が社会保険の被保険者またはその家族として、適用を受けた。これは、人民共和国が発足した49年に比し、適用人員では2倍半であるが、社会保険費用は約11倍で労働者は年間約2.5ヵ月の賃金に相当する給付を受けている¹⁾。ハンガリーでは、1950年に、被保険者およびその家族に対する医療給付が国営保健事業の管轄に移された。一方、同年、労働組合が疾病保険の経営・管理を引き受けた。今日、社会保険の経営・管理・監督はハンガリー労働組合中央評議会の管轄内にある。評議会(社会保険部)は、社会保険の法案、政府の命令規則を策定・起草し、閣議にかけ、国の社会保険予算の案をつくり、管轄内の規則を制定し、労組の管理機関を組織し、それらの所管を決定し、財政を監督する。全国社会保険審議会が評議会の社会保険に関する諮問機関で、この審議会は、労働組合、国家機関、労組員でない被保険者(農協組合員、手工業等生産協同組合員、民営商人、小事業主など)の利益を代表する諸団体で構成される。社会保険部の州センターやその支部は地方の社会保険事業の管理運営を行い、年金申請の裁定・年金支給は、中央でされるが、年金計算は州センターでやる。さらに工場その他の企業、事務所等は、社会保険関係の事務および家族手当支給を従業員を使用して行うが、地方労働組合の自発的活動家からなる社会保険委員会が、被保険者をたすけ、州センターとその支部に協力

して活動する。工場内の労働者が選挙した社会保険協議会が工場内で運営される。地方社会保険委員会は、州センターとその支部の管理運営業務を監督し、紛争の調整を図り、年金事項に関する不服申立の第一審となる。工場内社会保険協議会は、工場の社会保険管理運営業務を監督し、裁定を行う。

〔ポーランド〕今日、被保険者数は1,040万人、家族を合せて2,300万人、全人口の74%。老齢年金・障害年金・遺族年金の受給者は210万人。ただ、ポーランドの場合は、社会保険庁が社会保険の全分野の活動を運営し、立法を企画し、下部機関のその分野における業務遂行を監督する権限を持つ。地方行政は、24の地方保険課と、工業および被保険者数の多い92地区の都市に保険事務所、その他の町に215の連絡所がある。地方保険課は、強制保険の適用、保険料徴収、給付の算定、保険受給資格の裁定、年金支給、使用者による短期給付(疾病・家族給付)支給の監督、地区保険事務所および連絡所の運営を統轄し、企業使用者の保険事務遂行を規制すること、をその権限とする。地区保険事務所は、老齢・障害年金の申請を受理し、手続きをとること、使用者と協力し、使用者に所要の書類・方式や情報を提供すること、地方保険課からの委任事務の遂行、をその権限とする。連絡所は、老齢・障害年金の申請受理ならびに、申請の援助、社会保険関係の情報提供などの業務を行う。

地方保険課や地区保険事務所の多くに障害と雇用委員会が組織され、障害に関する事例を裁定し、また診査を受けた者に対する医療上の指示・禁忌を決定する。

使用者は、社会保険に関する事項を取扱うため、社会保険士を雇わなければならない。被保険者が疾病給付や家族給付を受けることを可能かつ容易にするため、地方保険課の監督規制のもと、これらの短期給付の計算・支給を行う義務がある。社会化部門の使用者は、被用者に対し、老齢・遺族年金の情報を与え、被用者の書類作成を援助しなければならない。100名以上の被用者を雇用する使用者はさらに、障害・老齢年金に関する被用者

1) ハンガリーの社会保険費は、1966年度に208億フォリント、国民所得は1940億フォリントなので、社会保険費の国民所得に対する割合は、約10.7%。その社会保険費の項目別割合は、年金給付42.3%、出産・家族手当給付14.8%、疾病現金給付11.5%、医療・病院・総合診療所等19.9%、薬剤等支出10.6%であった(ハンガリー労働組合中央評議会労働保護部長 Béla Donáth 氏のくれた Statistical Pocket Book of Hungary より引用)。

の申請書類を整えなければならない。なお、運輸省は、鉄道職員およびその家族のために、老齢・障害年金の裁定・支給の権限をもつ。

社会保険財政については、ポーランドの資料がふれている。簡単に述べれば次のとおりである。

被保険者に四つの種類がある。(1)被用者、(2)軍人、民兵幹部、傷疾軍人、農協の前組合員、農場の所有を国に委譲した人びと、(3)手工業職人、(4)食堂、旅行協会、サービスステーションなどの経営者、旅行ガイド、タクシー業者など。

短期給付＝疾病・出産給付、家族手当、葬祭給付および上記(1)グループ(被用者)の労災給付は、国家予算でまかなわれる。上記(1)グループの長期給付＝老齢・障害・遺族年金は、年金基金でまかなわれる。

医療などすべての現物サービスは、国家予算でまかなわれる。そして、保険料が、現物給付ならびに上記の長短両給付をまかなうために徴収される。

上記第2グループの人びとの長期給付は、国家予算でまかなわれる。この場合には、保険料は徴収されない。

第3グループの人びとのために手工業者社会保険基金、第4グループの人びとのためにもまた別の特別社会保険基金が設けられている。

保険料拠出は、全面的に使用者負担で、被用者の賃金に対し、グループ別に、次の比率となっている。(イ)国有農場従業員—10%、(ロ)その他の社会主義企業の被用者ならびに手工業者の事業場で見習中の者—15.5%、(ハ)民営農場およびサービス業者の被用者—18%、(ニ)その他の手工業者の被用者—23%、(ホ)その他の民営事業所の被用者—30%。

このうち、年金基金に賃金の8.5%相当額をふりむけ、残余は、国家予算に入る。なお、1968年1月1日以降、被用者も老齢年金のため、その賃金の最大3%までを支払わなければならなくなった。

II 医療サービス

〔ハンガリー〕疾病保険の現場給付により被保険者およびその家族は医療サービスを受ける。(1)医

療措置・専門的治療は無期限に無料、なお医師数は1966年現在で2万216人、住民1万人当り医師数19.8人。(2)薬、薬代の15%が通常徴収されるが、入院の場合は無料。救急薬、乳児処方、消毒、母乳等は無料で、労災・職業病の被害者または見習中の徒弟も薬代は無料。(3)医療器具(眼鏡、アーム・サポート、脱腸帯、弾性靴下など)通常料金の15%が徴収される。ただし、労災被害者、見習中徒弟は無料。(4)医療上の入浴、外来患者にも無期限に無料。(5)義歯、入れ歯、料金の50~75%が請求される。歯冠や歯橋は実費。ただし鉱山労働者については、8本以上の歯は無料でとりかえられる。労災被害者は無料。(6)入院(サナトリウム入所)被保険者には、無期限に無料。家族および年金受給者は年間90日間、リュウマチ熱患者は180日無料。小児麻痺の場合は2年間無料。未熟児に対しても、また結核・伝染病の場合全ハンガリー市民に対しても、無期限に無料¹⁾。

〔ポーランド〕保健サービスは、その普遍性と無料サービスを特徴とし、とりわけ疾病予防とリハビリテーションが一般的機能となっている。老齢・障害年金受給者およびその家族は、病院・サナトリウムに入院の場合も、居宅治療の場合でも、治療・医薬は無料である。被用者およびその家族は、入院の場合、治療・医薬は無料、居宅の場合、医薬の3割を負担する。医療器具は、無料または大幅な割引価格で支給される。

III 疾病・出産給付

社会主義諸国の社会保険において、労働者およびその家族の生活保障という観点から、所得保障のための現金給付は、とくにすぐれている。ハンガリー、ポーランド両国においてもそうである。ハンガリーの場合は、とりわけ、出産関係の給付

1) ハンガリーの医療給付に関する統計を若干あげれば次の通りである。
Social Insurance in Hungary 1970.
(薬) 処方件数 1億830万件、平均価格 1件15.65フォリント
年間労働者1人当り 20.0処方、316フォリント
薬代総額 1949年: 1億3,400万フォリント、1966年: 17億600万フォリント
(医療器具) 医療器具総額 1949年: 2,700万フォリント、1966年: 1億1,700万フォリント
(医療上の入浴) 医療上入浴券数 2,900万枚、平均価格 7.22フォリント、被保険者1人当たりの費用 3.9フォリント
(病院のベッド数) 1938年: 4万6,922床、1966年: 7万9,556床
(住民1,000人当りベッド数) 1938年: 51.0、1966年: 78.0

や休暇がすぐれている。

〔ハンガリー〕(1)傷病手当金：労働者は傷病の第1日から1年間、結核の場合は2年間、傷病手当金の受給資格がある。給付率は、傷病発生前3ヵ月間の平均賃金の65%、2年間雇用継続後は75%に増率。現在、労働者総数の72%が傷病手当金の受給資格がある。入院治療の場合は、給付率が50%になるが、少なくとも1人の扶養家族がある場合は、80%に増率される。労働者は、傷病、入院治療、公衆衛生上の隔離、傷病中の14歳以下の児童の介護の場合に、傷病手当金の受給資格がある。

(2)出産手当金：2年間に270日間被保険者であった婦人労働者は20週間、また異常分娩の場合は24週間、賃金の100%相当額の出産手当金を受ける資格がある。入院中の期間については、手当金の80%が支給される。270日未満180日以上被保険者であった婦人は、手当金の50%を受給する資格がある。婦人労働者100人のうち2.1人がこの出産手当金を受けている。

(3)育児手当金：2年間に270日間被保険者であって、母と乳児の保護のため所要の三つの医療検査を受けた婦人は、第1子700フォリント、第2子以下各600フォリントの育児手当金の受給資格がある。婦人が医療検査を受けなければ育児手当金は、500フォリント。270日未満180日以上の被保険者であった婦人は育児手当金の半額を受ける。雇用されていない妻は460フォリント、農業協同組合員の場合は、その生産性に応じて700フォリントから400フォリント、農協組合員の妻は460フォリントを受け、死産の場合は、120フォリント。この育児手当金のほかに、労働組合から育児扶助が出され、両親とも労働組合員であれば夫婦とも労組からの育児扶助を受ける。

(4)葬祭料：被保険者は800フォリント、10歳以上の扶養家族は600フォリント、10歳未満の児童は400フォリント。葬祭料と別に、労組員または労組員の親族が死亡した場合は労組から葬祭扶助が与えられる。労働災害の結果死亡した場合は、労組の葬祭扶助は倍增される。

(5)交通費・病院車料金：交通費は1回の通院が

2.5フォリントを超えた場合、または通院往復が5フォリントを超えた場合、償還され、病院車による輸送は、無料。

(6)乳児養育扶助：ハンガリー独特の制度で、好評の由。産前産後の休暇（前記のように大層長い）終了後も、婦人労働者はその乳児養育のため無給休暇を選ぶことができる。出産前12ヵ月間雇用されていた婦人は、児童が3歳になるまで、無給休暇の期間中、社会保険から月600フォリントの乳児養育扶助を受ける。農協の婦人組合員は、月500フォリントの乳児養育扶助を受けられる。疾病・年金保険上の取扱いについては、乳児養育扶助受給の婦人は、雇用されているものと考えられる。休暇期間が終れば、婦人は原職に復帰する。乳児養育扶助は、1967年1月1日以後出生の全児童に適用される。

〔ポーランド〕(1)傷病手当金・児童介護手当：被用者は傷病発生または14歳未満の病気となった児童を介護するため、労働不能の場合、傷病手当金または児童介護手当（この場合は26週間以内）を受ける。通常の傷病の場合、受給資格は、被用者が1人以上の使用者に少なくとも4週間以上継続して雇用されたか、または傷病発生前12ヵ月間に間歇的に26週間以上労働したことである。労働災害・急性疾患または伝染病などの場合は、この受給要件は必要ない。給付の算定基礎となるのは、事故発生前3ヵ月間の平均賃金で、傷病手当金・児童介護手当は、賃金の70%である。

(2)入院中家庭給付および扶養家族のある場合のサナトリウム給付：病院に入院中その者の扶養家族が1人以上いる場合は、賃金の50%、面会謝絶の入院または強制隔離の場合もしくはサナトリウム入所中、その者の扶養家族が1人以上いる場合は、賃金の70%。

(3)扶養家族のない入院またはサナトリウム入所の場合の所得給付：入院の場合は平均賃金の25%。サナトリウム入所の場合は35%。

(4)労災・職業病の休業補償給付：入院・サナトリウム入所中につき、10%の割増。すなわち、扶養家族のある入院中家庭給付は賃金の60%、サナトリウム入所給付は80%。

扶養家族のない場合の入院中給付やサナトリウム入所中の給付は、前者が35%、後者が45%。地下作業中の労災に関して鉱山労働者は、労働不能となった第6日目から次の特別給付を受ける。すなわち、居宅傷病給付は賃金の100%、入院中家庭給付80%、入院中（扶養家族のない場合）給付40%。サナトリウム入所中の給付は、扶養家族があれば100%、なければ60%。

(5)出産給付：産前産後の休暇をとり、それに先立つ12ヵ月間に4ヵ月以上雇用された婦人労働者に未熟児出産の場合を含め、出産手当金が支給される。産前休暇を取り始めた月に先立つ最後の3ヵ月間の平均賃金が算定基礎となる。給付期間は産前産後の全期間(12週間)支給され、少なくとも2週間は産前、少なくとも8週間は産後であり、残り2週間はその婦人の選択により産前産後のいずれかにふり向けられる。給付率は居宅100%。扶養家族がその赤児のほかに1人以上ある場合の入院中は賃金の50%、なければ30%。

(6)育児給付：被用者である母親に対しては、乳児養育期間中1日1リットルのミルク相当額。この期間は産後休暇終了の日以後84日をこえてはならない。扶養家族である母親は乳児養育期間中1日半リットルを支給される。この期間は出産後84日以内とされる。

(7)葬祭料：被保険者本人の死亡の場合は、賃金の7週間分、扶養家族の1人が死亡した場合は3週間分。この算定基礎となる賃金は、本人または家族の死亡（それが被用者の傷病手当金・児童介護手当・出産手当金受給中に起った場合には、傷病・出産による労働不能）の起った月の前月に被用者の受けた賃金総額。

IV 家族手当

〔ハンガリー〕 原則は2人以上の児童を扶養する人びとに支給される。受給資格者は、雇用労働者・生産協同組合員・老齢および障害年金受給者などである。両親の実子のほか、その児童が継子・養子・もらい子・孫・兄弟姉妹である場合も、その養育者に受給資格がある。

ただし、いずれの場合も、児童が16歳以下で

あるか、16歳以上であっても在学中で19歳未満であるか、少くとも労働能力の3分の2以上の心身障害をうけ、その障害が16歳未満または19歳未満の在学当時に発生し現在もこの廃疾状態にあることを要する。雇用労働者に対する家族手当の月額、2人の児童の場合300フォリント、3人で510フォリント、4人以上各1人の児童につき170フォリントである。

単身の婦人労働者（未婚婦人・離婚者・未亡人）およびその夫が盲目である婦人労働者であって、児童が上記のような年齢・状態にある場合は、1人の児童から家族手当が支給される。その場合の1人目の児童に対する手当月額は140フォリントである。

農業協同組合員の場合は、もしその前年の作業ノルマを達成していれば、14歳以下の2人以上の児童に対し、家族手当が支給され、単身の婦人組合員が児童を養育する場合は、1人目の児童から支給される。家族手当額は雇用労働者の場合と異なる。

家族手当の年間支給総額は、1949年に2億6,400万フォリント、66年に25億5,100万フォリント。受給家族数は、1950年に59万5,400家族、66年に67万800家族。対象児童数は、1950年に109万4,000人、66年に155万5,000人。

〔ポーランド〕 家族手当は、第1子からまた所定の要件に該当する妻または夫に対しても支給される。雇用労働者についてのべる。その者が常勤労働者で3ヵ月間の雇用と1ヵ月間の継続労働を充している場合、受給資格がある。児童が実子以外の子・継子・もらい子・孫・兄弟姉妹であっても差支えなく16歳以下の場合受給資格があるのは、ハンガリーの場合と同様であるが、進学の場合は、24歳まで、また障害状態の児童は、障害等級の1級または2級に該当するものと表現される。児童を養育する場合の家族手当月額は、1人の子で70ズロチ、2人で175ズロチ、3人で310ズロチ、4人以上各1人の子につき155ズロチである。配偶者に対する家族手当の受給要件は次のとおりである。

妻の場合——(イ)妻がその被用者に全面的に扶養

されており、その子が家族手当受給資格があり、その子を少なくとも8歳まで養育しつつある時、(ロ)妻が50歳に達した場合、(ハ)妻がその年齢にかかわらず、障害者である場合。1人の児童手当額と同じ。

夫の場合——妻が婦人労働者であって、その夫が障害者であるか、または65歳に達して全面的にその妻に扶養されている場合、少くとも1人の子がいるときは夫に対する家族手当額は、月37.5ズローチ、家族手当受給資格のある子がなければ、月30ズローチ。

家族手当の受給対象者各1人については、一つの家族手当のみが支給される。両親が共に雇用によって賃金を得ている場合はそのいずれか一方の親の雇用(原則は父の雇用)にもとづき、一方の親が雇用され、一方の親が年金受給者である場合には、雇用契約の方にもとづいて、家族手当は支給される。

V 年金給付

ハンガリーやポーランドにおいて、年金給付は、わが国にくらべて相当に発達している。

〔ハンガリー〕雇用労働者、農業協同組合員、手工業者の各グループにつき、それぞれの年金法が定められており、通算の規定もある。農業以外の生産者協同組合員、弁護士、軍人、教会役員および聖職者などもまた、雇用労働者年金法の下で受給資格がある。ここでは、紙幅の関係で、雇用労働者の年金制度について述べる。雇用労働者に対する年金給付の種類は、老齢年金、障害年金、業務災害手当、本人死亡の場合は、寡婦年金、遺児手当、親に対する年金、などである。

(1)老齢年金：少くとも10年間の雇用と男子60歳、女子55歳で年金受給資格がある。重労働または健康に有害な業務に所定期間従事した場合には、上記の受給年齢より5年早く年金受給資格を得る。老齢年金は全額支給と一部支給とがあり、いずれの場合も、基本年金と追加年金とからなる。全額支給に所要の雇用期間は、1967年には22年、1970年以降は25年。全額支給の場合の基本年金は、労働者の平均賃金の50%。一部支給

は、最低10年以上で全額支給に所要の雇用期間に達しない雇用期間の労働者に支給される。一部支給の計算は、全額支給所要の雇用期間から1年減ずるごとに全額支給の基本年金から平均賃金の2%を差引く。

全額支給、一部支給のいずれの場合であれ、追加年金の計算は、1929年1月1日の強制年金保険導入以来、雇用期間各1年に対し、基本年金の1%を増す。

(2)障害年金：少くとも身体機能の3分の2の障害を受け、年齢に応じた所要雇用期間を充たしている労働者に支給される。障害は、その程度に従い、三つの等級に分類される。

障害第3級の障害年金額は、老齢年金と同額。第2級は100%の障害で、より高額の年金を受け、第1級は、他人の常時の介護を要する障害を受けた者に適用され、さらに高額である。障害年金にも全額支給と一部支給とがある。

労働災害・職業病の結果として、身体障害となった労働者は、すべての場合に、雇用期間にかかわらず、業務災害障害補償年金を受ける。業務災害障害補償年金は、一般の障害年金より高い。

(3)業務災害障害補償手当金：この手当金は、労働災害または職業病の結果、労働者の労働能力が15%以上67%未満減退した場合に支給される。

(4)寡婦年金：寡婦年金には、恒常的と暫定的の種類がある。

障害年金受給資格取得に必要な期間を充たしていた労働者が死亡した場合、その労働者または年金受給者の寡婦は、その者が55歳に達しているか、障害者であるか、遺児手当の受給資格のある少くとも2人以上の児童を扶養している場合には、恒常的な寡婦年金の支給を受ける。これらの要件を充たしていなかった場合には、寡婦は、暫定的寡婦年金の支給を受ける。その期間は1年間である。

労働災害または職業病の結果として死亡した労働者の寡婦は、雇用期間にかかわらず、また、その寡婦の年齢、健康(障害)状態、または養育する児童の数にかかわらず、恒常的寡婦年金の受給資格がある。

労働者または障害年金受給者が死亡した場合には、寡婦年金の額は、その死亡した本人の受給資格のあった第3級障害年金の50%である。

老齢年金受給者が死亡した場合、その寡婦は、死亡した本人の老齢年金の50%を受ける資格がある。

労働災害または職業病の結果として、労働者または年金受給者が死亡した場合、その寡婦年金は、死亡した夫の第2級障害の場合における労災・職業病にもとづき受給資格のある年金の50%である。

(5)遺児手当：児童は、もしその親が、障害年金受給に要する雇用期間を充たした後、または労働災害・職業病の結果として、もしくは年金受給者として死亡した場合であって、その児童が16歳以下であるか、在学中であって19歳以下であれば、遺児手当を受ける資格がある。

遺児手当は、寡婦年金の半額に等しい。両親を失った児童、すなわち孤児に対する手当は、寡婦年金額相当額である。

(6)親に対する年金：障害年金受給に必要な雇用期間を充たした後、または労働災害・職業病の結果として死亡した労働者または年金受給者の親が労働不能である場合には、もしその死亡した労働者または年金受給者本人が死亡する前1年間、その親を扶養しており、しかもその親が他に扶養を受けることのできる親族を持たない場合には、親に対する年金を受ける資格がある。

遺族扶養のために支給される総額は、寡婦年金の2倍半を超えてはならない。この額を超えた場合には、親に対する年金ならびに遺児手当は減額される。

(7)年金の支給制限：老齢年金および障害年金については、年金受給者の勤労収入が所定の額に達しない限り、無制限に支給される。年金受給者の勤労収入が所定額を超えた場合には、老齢年金の支給は停止される。しかし、障害年金の3分の1相当額、ならびに業務災害障害補償年金の2分の1相当額は、引き続き支給される。業務災害障害補償手当金および遺族年金は、受給者の勤労収入にかかわらず、支払われる。

〔ポーランド〕 一般の被用者およびその家族は、

老齢・障害・死亡の場合に、一般の年金保険制度に属する。老齢・障害年金の77%は、この一般年金保険制度から支給される。

鉱山労働者、鉄道職員および職業軍人ならびにその扶養家族は、その労働の特別の性質の故に、一般の年金保険制度の与えるサービスより高いサービスを受ける。

そのほか、次の各グループの人びとに関して、個別の法規が老齢・障害年金につき、定められている。

すなわち、農業協同組合の組合員、その農場を國家に譲渡した農民、國によって接収された農場の所有者である農民、自営の手工業者や小事業主、タクシーの所有者、食堂・ガソリンスタンド・旅行協会の経営者やツーリスト・ガイドなど。

一般老齢・障害年金制度は、次の諸給付・サービスを提供する。

- a) 現金給付——老齢年金、障害年金、遺族年金、手当金、葬祭給付
- b) 現物給付——医療および助産、歯科および整形措置ならびに障害状態に対する装具の提供、健康(障害)状態に適応した職業教育、年金受給者住宅またはその他の社会施設への入居。

雇用期間のなかには、次の諸期間が算入される。すなわち、大学の学部在学期間、1918年11月1日(戦前のポーランド共和國独立)以後のポーランド軍隊における非職業的兵役服務期間、1939~45年における敵国人捕虜収容所または捕虜兵士収容所における抑留期間、ヒトラーの集合抑留所または強制作業場における抑留期間、革命活動の期間、ヒトラーの占領軍と闘う青年組織における服務または活動期間、進歩的な政治的社会的団体における活動期間、ポーランドの西部諸州におけるポーランド国籍を維持するための活動。

一般年金制度においては、雇用の性格ならびに労働条件を考慮に入れて、2種類の雇用が区分されている。

第1種雇用——地下労働、健康に有害な条件下での労働、航空機搭乗、国際航路船舶乗務およびポーランド海難救助事業勤務、海洋船舶の造船所での労働および海洋船舶の建造修

理に直接関係する労働、教師の資格における労働、ガラス製造チームの中での労働。

第2種雇用——他の被用者すべてを含む。

老齢・障害および遺族年金の算定基礎となる稼得額は、その雇用の最後の12ヵ月間の平均稼得総額または、その者の年金申請直前の10年間のうちで、その者の選択する継続24ヵ月間の平均稼得総額である。社会化企業の被用者の場合の年金算定基礎は、現金および現物の総報酬であり、非社会化企業の被用者の場合の年金算定基礎は、課税対象となる勤労報酬である。一定の被用者に対する老齢・障害年金額は、一括支給の一時金を基礎に算定される。

(1)老齢年金：男子は25年、女子は20年の雇用期間があり、年金受給資格年齢に達した者に支給される。年金受給資格年齢は、第2種雇用の場合、男子65歳、女子60歳。第1種雇用の場合、男子60歳、女子55歳。

被用者の退職と年金受給資格年齢到達までの期間は5年を超えてはならない。ただし、男子は35年以上、女子は30年以上の雇用期間がある場合は、この限りでない。

一般老齢年金の月額、年金計算の基礎となる稼得額に対するパーセントを積み重ねることによって算定される。すなわち、基礎となる稼得月額が1,500ズローチまではその80%、1,500ズローチから2,000ズローチまでの部分についてはその55%、2,000ズローチ以上の部分についてはその25%である。さらに、年金額は雇用が20年を超える1年ごとに、基礎となる稼得額の1%ずつ増額される。

また第1種雇用のうちで、航空機乗務員ならびに海洋に面する造船所で直接船舶の建設・修理に雇用されている人びとは、15%まで増額された年金を受けることができる。

雇用もされておらず、他の源泉からの所得も受けていない者に対し、老齢年金の最低保障額が支給される。1970年1月1日以降その額は、月900ズローチである。

(2)障害年金：障害は労働および稼得能力にしたがって、三つの等級が区分される。

障害第3級——部分的労働不能または全面的に労働能力を失ったが、なお限定された作業の可能なもの。

障害第2級——全面的労働能力喪失

障害第1級——全面的に労働能力を喪失し、他の者の介護を要するもの

障害・雇用関係担当の医師委員会が、労働および稼得能力の喪失を判定し、障害等級、労災・職業病または業務外の原因および障害者となった日付などを決定し、ならびにその障害者がどのように取扱われ、職業訓練を受け、雇用されるべきかを指示する権限をもつ。

障害年金は、所定の期間雇用され、雇用期間中または退職後18ヵ月以内に障害者となった場合に、その受給資格がある。法の定める年齢グループ別の所用雇用期間は次のとおりである。

18～20歳の被用者に対しては、	1年間
20～22歳	2 "
22～25歳	3 "
25～30歳	4 "
30歳以上	5 "

30歳以上の年齢で障害者となった被用者に関する5年の雇用期間は、年金申請の受理された日またはその者の離職した日に先立つ10年のうちになければならない。また、その被用者が中学卒業後、上級学校に進学して教育を受けた後、26歳までに就職し、その教育を終了した日から、障害者となった日まで、継続して6ヵ月間雇用されていた場合には、障害年金受給資格を得るための所要雇用期間は、1年以上あればよい。

障害年金額は、次の諸要因によって定められる。すなわち、算定基礎となる稼得額(上述)、障害等級の程度、雇用期間、雇用の種類、障害の原因(業務上または業務外、業務上については後述)。

稼得額および障害等級による障害年金額は次のとおりである。

[障害等級]	[年金計算基礎の%]		
	1,500ズローチまで	1,500～2,000ズローチ	2,000ズローチ以上
第1級および第2級	65%	30%	20%
第3級	45	20	20

障害者が、5年以上雇用されていた場合には、最高20年まで、障害等級1級および2級の障害者については、障害年金の計算基礎額の1年につき0.5%ずつを増額する。3級の者については、同じく1年につき、0.4%ずつを増額する。さらに障害年金額および上記の増額年金は、健康上有害な第1種雇用に従事している被用者に対しては5%、航空機乗務員および海洋に面する造船所の所定の被用者に対しては、15%割増しされる。

雇用もされず、他の源泉からの所得もない業務外障害年金受給者の最低保障月額、障害第1級1,150ズローチ、同第2級850ズローチ、同第3級650ズローチである。

業務外障害で第2級・第3級に該当し、障害年金計算基礎額の75%以下の稼得月額で男は65歳、女は60歳に達しない時に、補足障害年金が支給される。障害年金算定基礎額と年金受給時の平均稼得月額との差額で、その額は、障害年金プラス障害手当金（後述）の50%を超えてはならない。

(3)業務災害の場合の障害年金：業務上の災害は、業務に関して起った場合はもちろん、つぎの場合にも、業務を原因として生じた災害とみなされる。

- a) その被用者が通常の機能の遂行中、またはその業務に関して指揮命令を受けていた者の命令を遂行中もしくはそれに関連して、災害が発生した場合。
- b) その被用者が、何ら命令を受けることなく機能を行っていた場合であっても、その使用者のために機能を遂行している間に、もしくは機能の遂行に関連して、災害が発生した場合。
- c) 機械器具の安全保持、清掃、修理および運搬中に災害の発生した場合。
- d) 通勤の往復途上の災害。

また、職業病は、関連諸規定に定められた労働の結果または労働の遂行される状態の結果である健康を害した状態——例えば、非常な騒音の場所での労働の結果の難聴——と考えられる。

労災、職業病による障害であって、障害年金受給者が雇用されておらず、他から何らの所得も得られない場合には、前述の年金増額のほか、さら

に10%の年金が増額される。労災・職業病による障害年金の最低保障は、障害第1級で月額1,250ズローチ、2級で950ズローチ、3級で720ズローチ。

(4)遺族年金：労働者本人が死亡したとき、本人が老齢または障害年金の受給資格を充たしていたが、受給者であった場合、その遺族に支給される。遺族の範囲は次のとおり。

児童——死亡した者の実子・養子・継子。未婚で16歳未満または、24歳未満で就学中、もしくは16歳未満ないし24歳未満の就学中に1級・2級の障害者となった場合は年齢を問わない。

児童(その2)——もらい子・孫・兄弟姉妹。死亡した本人の養育の下に少なくとも1年前からおかれ、その児童の親が遺族の資格を得られないか、児童を扶養できない場合。

妻——16歳未満等または障害者である少なくとも1人の児童を養育している場合、または50歳以上の場合は恒常的遺族年金。これらの要件を充さぬ場合は夫の死後1年間のみ。ただし職業訓練コースに参加する場合は2年間。

夫——妻の死亡の際、妻に扶養されていた場合。

親、継父継母、養親——本人死亡の際、本人の扶養を受けており、寡婦等の受給要件を充たしている場合。

遺族年金の月額下記のとおり、

受給資格ある 家族数	〔年金算定基礎額と%〕		
	1,500ズローチまで	1,500~2,000ズローチ	2,000ズローチ以上
1人	45%	30%	20%
2人	50	30	20
3人以上	60	30	20

遺族年金の場合も、障害年金とまったく同じく、増額年金がある。さらに遺族年金受給者が孤児である場合は、10%増額される。遺族年金の最低保障は、遺族1人の場合、700ズローチ、2人の場合770ズローチ、3人の場合850ズローチ。

VI そ の 他

1級障害の場合、老齢・遺族年金受給者に月額200ズローチ、障害年金受給者の場合月額300ズ

ローチの追加手当金が支給されるほか、勲章、科学者功労等所定の場合に老齢・障害・遺族年金に追加手当金がでる。

老齢・障害・遺族年金の受給者・受給資格者が死亡した場合、葬祭給付は家族手当を除くすべての手当金を加えた老齢・障害年金の3ヵ月分。扶養家族が死亡した場合には2ヵ月分が葬祭費用を

まかなった者に支給される。老齢・障害・遺族年金受給者およびその扶養家族は、保健サービス、産院収容、歯科や整形医療を受けることができる。労災・職業病の被害者は、医療措置、リハビリテーション・センター入所措置が受けられ、老齢・障害年金受給者には、年金受給者住宅またはその他の社会サービス施設に入る資格がある。